

2022
広報

こうふ広域119

発行 令和4年11月1日
甲府地区消防本部 No.49



全国統一防火標語
お出かけは
マスク戸締り
火の用心

秋季全国火災予防運動
令和4年11/9日(水)～11/15(火)

KOFU
AREA
FIRE
DEPARTMENT

緊急自動車の走行にご協力を！

自動車やバイクの運転中にサイレンを鳴らした緊急自動車が近づいてきたとき、スムーズに進路を譲ることができますか？

緊急自動車は一刻も早く災害現場に到着し、人の命を助けるために道路交通法の中で、道路の右側部分を走行したり、赤信号の交差点に進入したりするなど多くの特例が認められていますが、緊急自動車がより安全に通行するためには、皆様のご協力が不可欠です。



緊急自動車が接近してきたらどうすれば良いの？

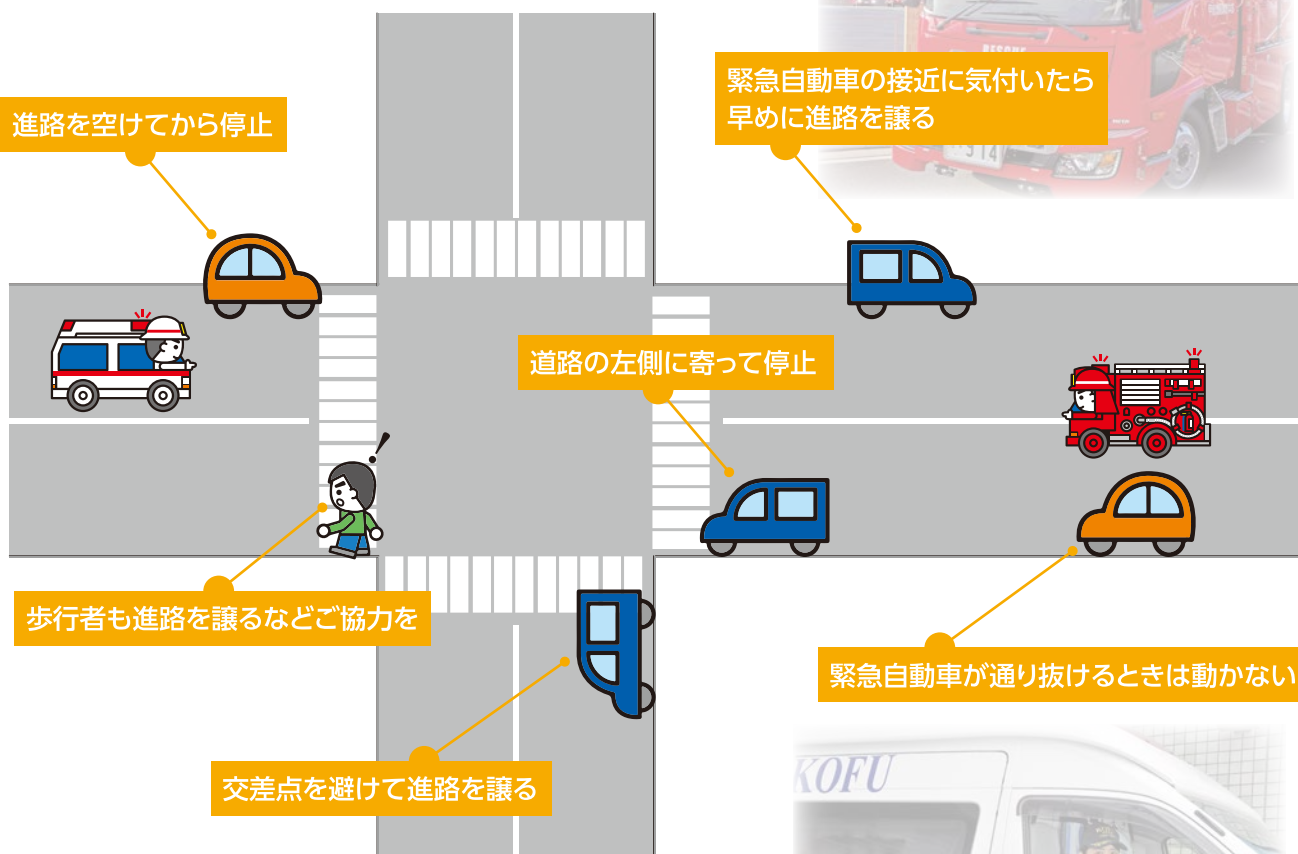
道路交通法第40条には次のように定められています。

交差点又はその付近の場合

交差点を避け、かつ、道路の左側(一方通行となっている道路においてその左側に寄ることが緊急自動車の通行を妨げることとなる場合は、道路の右側。)に寄って一時停止しなければならない。

交差点又はその付近以外の場合

道路の左側に寄って、緊急自動車に進路を譲らなければならない。



消防車は水や多くの資機材を積載しているため、急ブレーキや急な進路変更ができません。

また、救急車は傷病者の搬送を行っているため、症状を悪化させないよう、低速で走行することもあります。



その緊急自動車はあなたの大切な方のもとへ向かっているかもしれません。

消防職員は一刻も早く災害現場に到着するため、操縦訓練などを日々行っています。

安全安心に暮らせるまちづくりのため、皆様のご協力をお願いいたします。

私たちの市・町の火災と救急統計

火災件数

令和4年上半期の火災件数は46件で、昨年同期と比べ8件の減少となっています。火災による死者の数は3名で昨年同期と比べ増減はありません。

出火原因は、たばこが6件と最も多く、次に放火(疑いを含む)、たき火、火入れ、こんろが上位を占めています。

たばこが出火原因となる火災は、過去の統計から見ても常に上位に入っており、その多くが投げ捨てによるものですので、たばこの投げ捨ては絶対にやめましょう。

最近では、住宅用太陽光発電システムの普及に伴い、当該構成機器の経年劣化や接続不良等が原因と思われる火災が全国的に増加傾向であります。設置されているご家庭におきましては、メーカーによる定期点検などの実施をお勧めします。使用中に異常を感じましたら速やかに使用を停止していただき、メーカーに問い合わせをお願いします。※詳しくは、消費者庁ホームページをご覧ください。



◀ 消費者庁HP



令和4年上半期(1月～6月)

火災件数 46件

救急件数 7,760件

※中央道8件・管外10件を含む。

甲府市

火災件数 28件
 焼損面積 507㎡
 損害額 45,226千円
 救急件数 5,363件

甲斐市

(旧双葉町を除く)

火災件数 5件
 焼損面積 119㎡
 損害額 19,538千円
 救急件数 1,220件

中央市

火災件数 7件
 焼損面積 10㎡
 損害額 188千円
 救急件数 646件

昭和町

火災件数 6件
 焼損面積 190㎡
 損害額 6,784千円
 救急件数 513件

救急件数

令和4年上半期の救急出動件数は7,760件で、1日平均約43件出動しています。事故種別ごとに見ますと、急病が5,173件と最も多く、次に一般負傷が1,174件、交通事故が504件となっています。急病の中には成人の突然死も含まれ、その主な原因は、急性心筋梗塞や脳卒中です。

急性心筋梗塞では「胸の真ん中に突然生じる痛み・締め付けられるような重苦しさ・圧迫感」などの症状があり、脳卒中では「体の片方に力が入らない・しびれる」「うまくしゃべれない」などの症状があります。その初期症状に少しでも早く気づいて119番通報し病院で治療を始めることが重要です。

また、心臓や呼吸が停止するような場合には、すぐにAEDや心肺蘇生法などの応急手当を実施することで、大切な命が助かる可能性が高くなります。

火災原因の比較

区分	令和4年上半期	令和3年上半期
たばこ	6件	11件
放火(疑いを含む)	5件	2件
たき火	4件	5件
火入れ	4件	2件
こんろ	4件	4件
ストーブ	3件	1件
配線器具	3件	3件
不明・その他(調査中を含む)	17件	26件
合計	46件	54件

火災件数等の比較

区分	令和4年上半期	令和3年上半期
火災件数	46件	54件
建物火災	23件	24件
損害額	71,736千円	93,763千円
焼損床面積	720㎡	922㎡
焼損表面積	106㎡	1,428㎡
死者	3人	3人
負傷者	4人	11人

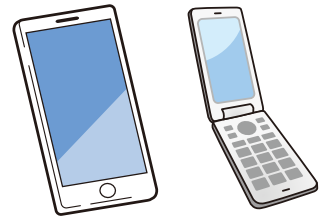
救急件数等の比較

区分	令和4年上半期	令和3年上半期
救急出動件数	7,760件	6,792件
搬送人員	7,213件	6,393件

携帯電話からの119番通報のポイント



年々、携帯電話からの119番通報は増加しています。携帯電話から通報すると通報者が今いる場所がわからない場合が多く、災害が起こっている場所を特定するのに時間がかかる傾向があります。スムーズな通報のため次のポイントを確認してください。



POINT

1

付近の目標となる建物や住居表示などで住所を確認してください。

近くの住宅の表札、電柱、公衆電話、自動販売機などに住所が書かれていることがあります。住所や目標とした建物等は、確認のため2回おたずねします。
(位置情報サービスを[オン]に設定しておくことで、場所の特定がしやすくなります。)

POINT

2

消防指令センター、救急隊や消防隊から折り返しの電話をかける場合があります。

通報後、救急隊や消防隊が到着するまでは携帯電話の電源を切らないようにお願いします。

POINT

3

119番通報時は、あわてず・はっきり・正確に!

まずは落ち着いて通報してください。「火事ですか?救急ですか?」をはじめ必要な情報をおたずねします。また、救急の場合、状況により必要な応急手当を指導します。

火災の場合



- ▶住所はどこですか?
- ▶何階ですか?(ビルやアパート等の場合)
- ▶何が燃えていますか?
- ▶逃げ遅れた人はいますか?

救急の場合



- ▶住所はどこですか?
- ▶何階ですか?(ビルやアパートの場合)
- ▶誰がどうしたのですか?
- ▶心肺蘇生法(胸骨圧迫)や止血等の指導

お願い!

「サイレンを止めてきて。」このような通報が非常に増えています。消防は緊急の要請で出動し、いち早く皆様のもとへ向かう必要があります。安全上、法律でも定められているためサイレンを止めて緊急走行をすることはできません。ご理解をお願いします。

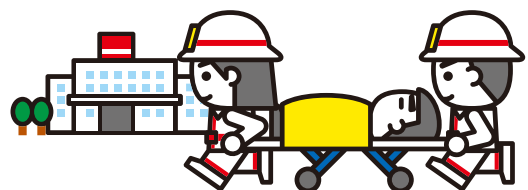
応急手当の知識と技術を身につけておきましょう

管内(甲府市、※甲斐市、中央市、昭和町)の事業所、各種団体、並びに在住、勤務又は就学している方を対象にした、心肺蘇生法やAEDの使用法などを習得する救命講習を開催しています。講習の開催にあたり、新型コロナウイルス感染防止対策として、受講者・eラーニングの受講・実施会場の環境等の制限を設けた中での開催となります。

講習種別

- 基礎救命講習
- 普通救命講習(eラーニング方式)
- 上級救命講習(感染症拡大防止のため、開催予定なし)

※甲斐市については、旧竜王町及び旧敷島町に限ります。
旧双葉町は峡北消防本部となります。



大切な人や家族の命を守るため、
救命講習を受講しましょう。

お問い合わせ・詳細は、電話または消防本部ホームページにてご確認ください。
055-222-1193(消防救急指導員・普及員室) 055-222-1192(救急救助課)

救急車の適正利用にご協力ください

当本部における令和3年中の救急出場件数は14,710件、搬送人員は13,859人となっています。これは約36分に1回の割合で救急隊が出動したこととなり、管内人口の割合でみると、約22人に1人が救急搬送されたこととなります。

近年、救急車の出動件数・搬送人員数はとも増えており、救急隊の現場までの到着時間も長くなっています。

また、救急車で搬送された人の約半数が入院を必要としない軽症という診断をされています。

救えるはずの命を救うために救急車の適正な利用が必要です。

救急車を本当に必要とする人のために、皆様のご理解とご協力をお願いします。救急車を呼ぶか判断に迷った時は、症状の緊急度を素早く判定するアプリ(Q助)もご活用ください。

救急車を呼ぶ前に考えよう



救急車は地域の限られた救急資源



総務省消防庁「Q助」案内サイト

https://www.fdma.go.jp/neuter/topics/filedList9_6/kyukyu_app.html



救急普及啓発広報車が寄贈されました



令和4年1月、応急手当等の普及啓発活動の支援事業の一環として、一般財団法人「日本宝くじ協会」からの助成を受けて、一般財団法人「救急振興財団」から、甲府地区消防本部に「救急普及啓発広報車」が寄贈されました。

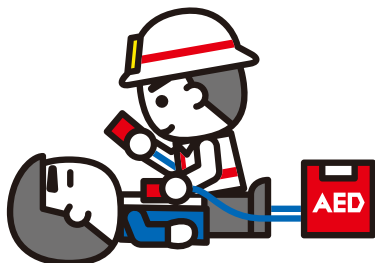
私たちは、いつ、どこで、けがや病気におそわれるかわかりません。

突然、心臓や呼吸が止まってしまった人を救うためには、そばに居合わせた人が、心肺蘇生やAEDによる電気ショック等の救命処置をすることが重要です。

119番通報入電から救急車が現場に到着するまでの所要時間は、全国平均で約9分です。救急車が到着する前に、住民が早期に救命処置等の応急手当を行ったほうが、生存率や社会復帰率が高いことがわかっています。

今回寄贈された車両により多くの皆様が応急手当を身近に感じていただくことができるようになりました。

イベント等で救急普及啓発広報車を見かけた際は、是非、応急手当を体験してください。



あなたの勤務する事業所に防火管理者は選任されていますか???

消防法において、一定の要件に該当する防火対象物には防火管理者を選任することが義務付けられています。

▶ **防火管理者の選任が必要な防火対象物** ※収容人員は消防署で算定します。

- ▶▶ **1** 火災発生時に自力で避難することが著しく困難な者が入所する社会福祉施設等のうち、防火対象物全体の収容人員が10人以上のもの
- ▶▶ **2** 劇場・飲食店・店舗・ホテル・病院など不特定多数の人が出入りする用途のうち、防火対象物全体の収容人員が30人以上のもの(前**1**を除く。)
- ▶▶ **3** 共同住宅・学校・工場・倉庫・事務所などの用途のうち、防火対象物全体の収容人員が50人以上のもの

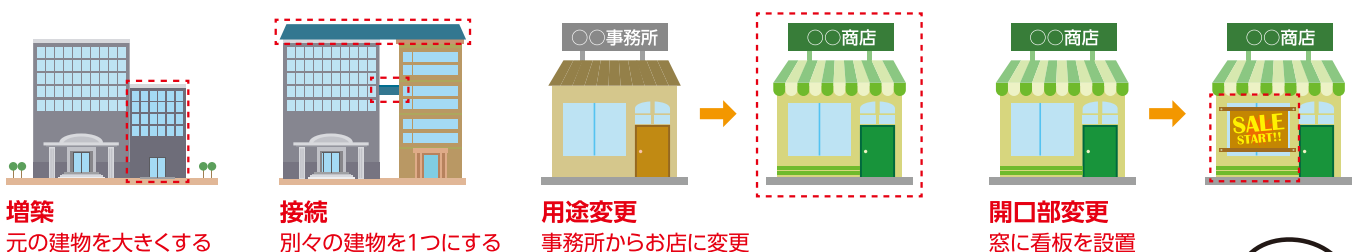
▶ **防火管理者となるには、次の講習を受講する必要があります。** ※消防団員等で一定の要件を満たせば受講は不要。

甲種防火管理新規講習	乙種防火管理講習
<ul style="list-style-type: none">○上記1○上記2で延べ面積300㎡以上○上記3で延べ面積500㎡以上	<ul style="list-style-type: none">○上記2で延べ面積300㎡未満○上記3で延べ面積500㎡未満 <p>テナント入居の場合</p> <ul style="list-style-type: none">○上記2で収容人員30人未満○上記3で収容人員50人未満

防火管理者が必要かどうか、どの講習を受講すればよいか、講習会の開催日がいつかなど、分からないことがあった際には、管轄の消防署までご相談ください。

増築や用途変更等を行う前に事前相談を!

消防用設備等は、建物の用途、面積、開口部の種類などにより設置基準が異なります。そのため、次のような変更を行うと、基準が変わってしまい、今まで必要のなかった消防用設備等が必要になる場合があります。



改修や消防用設備等の設置はとてもお金がかかります。知らずに変更をしたとしても、知らなかったではとおられません。不要な出費にならないためにも、増築等を行う場合は、事前に管轄の消防署にご相談ください。



ガソリンの携行缶販売時における本人確認にご協力をお願いします。

ガソリンの適正な利用を徹底するため、ガソリンを携行缶で購入される方に対して、本人確認(運転免許証の提示など)、使用目的の確認を行うとともに、販売記録を作成することが、消防法で義務付けられています。

また、ガソリンは、極めて引火しやすく非常に危険です。揮発性がとても高く、その蒸気は空気よりも重いため滞留しやすく、周囲での火気の使用や静電気には注意が必要です。購入後は、火気の使用が無く、日光等による温度変化が少ない場所等で保管してください。

⚠️ ガソリンを取り扱うときの注意事項 ⚠️

灯油用ポリ容器 **ガソリン携行缶**

ガソリンは、灯油用ポリ容器に入れることはできません!!

! 噴出注意!

- ★周囲の安全を確認
- ★フタを開ける前に
 - ①エンジン停止
 - ②エア抜きをする
- ★高温の場所禁止

ガソリン携行缶に貼られている注意事項に留意して取り扱ってください!!

セルフスタンドにおいても、ガソリン容器への詰替えは、ガソリンスタンドの従業員が行う必要があります!!

皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

あなたの命と財産を火災から守る『住宅用火災警報器』 の設置は法律で義務付けられています!!

住宅用火災警報器設置促進に伴う訪問活動実施中!!

当消防本部管内の住宅用火災警報器の設置率はおおむね上昇傾向で推移しております。

また、条例適合率が今年度の調査結果で、初めて全国平均を上回りました。今後も設置率・条例適合率の向上と併せ、既に設置されている住宅には適正に維持がなされるよう、活動を実施してまいります。

- ▶▶ 身分証を携帯した消防職員又は普及員がお伺いします。
- ▶▶ 住宅用火災警報器の設置状況や維持管理状況等についてお尋ねします。
- ▶▶ 住宅用火災警報器の販売をすることは絶対にありません。



住宅用火災警報器の設置の効果

損害額⇒**4割減** 死者発生数、焼損床面積⇒**半減**

設置場所

おおむね「寝室」に設置。寝室が2階にある場合は、「階段上部」にも必要です。台所への設置は、推奨しています。詳細は最寄りの消防署にお問い合わせください。(条例適合率：該当箇所すべてに設置。 設置率：一部に設置。)

購入場所

ホームセンターや家電量販店等で購入できます。「煙式」をお選びください。台所に設置する場合、蒸気等による誤作動防止のため、「熱式」の設置も可能です。複数箇所に設置する場合は、1つの警報器が火災を感知すると全ての警報器が鳴動する連動型が有効です。

取付支援

住宅用火災警報器の設置が困難な高齢者世帯などを対象に消防職員がお宅を訪問し、設置のお手伝いをします。消防署では住宅用火災警報器は販売していませんので申込者ご自身で用意していただき、お近くの消防署にお申込みください。(取付けは無料です。)

本体の交換と定期点検

住宅用火災警報器には電池が入っています。電池が切れると作動なくなりますので、定期的に点検用のボタンなどにより作動確認をお願いします。電池寿命はおおむね10年です。機器本体も老朽化しますので、取り付け後10年を目安に住宅用火災警報器の交換をお願いします。

条例適合率

	設置率	条例適合率
全国平均	84.0%	67.4%
山梨県	81.8%	67.3%
当本部管内	82.1%	69.1%

住宅用火災警報器交換のおすすめ

10年たったら、とりかえろ。



お申込み・お問合せ

- ◎消防本部予防課
- ◎中央消防署

Tel.055-222-1291
Tel.055-254-9119

- ◎南消防署 Tel.055-233-1499
- ◎西消防署 Tel.055-276-3825

各種活動の紹介

消防救助技術大会



県下の全消防本部から選ばれた隊員が一堂に会して日ごろの訓練成果を競う、「第49回山梨県消防救助技術大会」が開催されました。

甲府消防特別訓練隊は、「コロナ禍でも災害は待ってくれない!」を合言葉に、自分を信じ、仲間を信じ、コロナ対策を図りながら訓練に励んでまいりました。

なお、山梨県大会を勝ち抜いた「引揚救助」、「障害突破」、「基本泳法」の3種目が、「第50回消防救助技術関東地区指導会」に、また「ロープブリッジ渡過」、「ロープ応用登はん」の2種目が、「第50回全国消防救助技術大会」に出場しました。

災害対応訓練



解体建物を使用し、訓練を実施しました。地震等の大規模災害対応に必要な総合的救助技術の習得と現場対応能力の向上を目的として行い、この写真は、隊員の進入、退出経路の確保、要救助者の搬送経路を確保するため、コンクリート壁を破壊し開口部を設定する訓練を行っている様子です。

インターンシップ



山梨英和高等学校3年生の女性が女性消防職員の活躍しているテレビを見て、人の役に立つ仕事や、困っている人に手を差し伸べたいという思いからインターンシップに来られました。将来、インターンシップを通じて消防士が誕生することを期待しています。

消防団員操法大会 (甲府地区支部)



甲府市、甲斐市、中央市、昭和町の消防団から選抜された団員132名が、規模を縮小して消防訓練礼式、ポンプ車操法、小型ポンプ操法を行い、日頃の訓練の成果が発揮された大会となりました。

また甲斐市消防団は7月24日に開催された第53回山梨県消防団員操法大会に出場し、準優勝の成績を収めました。

音楽隊視察研修 (横浜市消防局)



新型コロナウイルス感染拡大の影響により、令和2年4月から休止していた消防音楽隊の活動を再開するにあたり、今後における当本部消防音楽隊の活動の参考とするため、横浜市消防音楽隊の演奏視察及び意見交換を実施しました。